論 文

文物としての随身魚符と随身亀符

柿 沼 陽 平*

※ 早稲田大学文学学術院

はじめに

- I. 随身符の伝世品と拓本
- Ⅱ. 近年出土した魚符と亀符

Ⅲ. 近年出土した随身魚符と随身亀符 おわりに

はじめに

隋唐時代には、割符としての「符」が行政上たいへん重要な役割を担った。割符の機能をもつものは当時複数存在したが、そのなかでも魚符と随身魚符(武周期の場合は亀符と随身亀符)は、隋唐時代に創始され、そのあと用いられなくなったもので、隋唐時代特有の制度として注目される。それは形状的にも、魚や亀のかたちを摸しためずらしい符である(以下、形状に注目する場合を除き、便宜的に魚符と亀符をあわせて魚符とよび、随身魚符と随身亀符をあわせて随身符とよぶ)。魚符は、それぞれ左符と右符よりなる。一般に、左符は中央官府に保管され、右符は命令遂行者に頒布され、必要なときに左右両方が勘合された。

以上の魚符について布目潮渢氏は、刻文の内容に 即した分類案をしめしている。
っすなわち魚符は、銘 文の相異にもとづいて発兵符・門符・州符に大別で きる。発兵符は、折衝府その他の軍団名が刻まれ、 軍旅を起こすのに用いる。兵10人以上を動員する場 合には勅書も必要で、魚符の勘合終了後に発兵でき た。魚符による発兵制は749年に停止された。門符は、 刻文に宮殿の門名があり、宮殿門符・皇城門符・京 城門符などがあり、門の開閉に用いる。州府は、刻 文に州名があり、州長官交替などに用いる。唐代を 通じて使用され、959年に廃止された。以上の魚符 とは別に、随身魚符なるものが存在する。随身魚符 は官人の身分証である。ただし、唐代には「告身」(官 人の官職をしめす正式な文書)も存在するので、随 身魚符はとくに日常携行用の身分証明書といえる。 以上が布目氏の分類と説明である。

上記説明によれば、魚符(随身符を含む)には、 発兵許可、開門許可、州の重要業務、身分証明に関 わる機能があったことになるが、これに加えて、西蕃諸国の朝貢時に用いられる場合もある(以下、朝貢魚符)。それは西蕃諸国の使者が持参すべきもので、各国が12種類ずつ保有し、ひとつひとつに族名と数字が刻まれている。朝貢をする場合、朝廷に赴いた時期(1 月~12月)にあわせ、それと同じ数字が刻まれた魚符を提出すると、魚符の照合がなされ、朝貢儀礼が執り行われる。最近では朝貢魚符の現物が出土し、初歩的な研究が行われた。

このように、魚符にはさまざまな役割があった。そのなかでも随身符は、隋唐独自の制度であり、隋唐時代の特徴を理解する鍵になるものとして大いに注目される。随身符に関しては、すでにロベール・デ・ロトゥール氏や布目潮渢氏などの先駆的研究があり、筆者もその驥尾に附して、随身符関連の文献史料について、別稿で検討を加える予定である。だがそれとは別に、ここで問題としたいのは、唐代魚符の発見例が相次いでいることである。それらには刻文があり、先行研究もあるものの、細部に議論の余地がある。本稿ではそれらに焦点を絞り、文物としての随身符に検討を加え、その内容を日本の学界に紹介する。そのうえで各随身符を隋唐史のなかに位置づけてみたい。

I. 随身符の伝世品と拓本

魚符や亀符の現物に関しては従来、収集と研究が図られている。その代表作として、清・瞿中溶『集古虎符魚符考』1巻(百一廬金石叢書所収)、清・羅振玉『歴代符牌図録』2巻(於日本、1914年)がある。とくに後者は1916年に増補され、さらに1925年に増補され、子の羅福葆・羅福頤によって拓

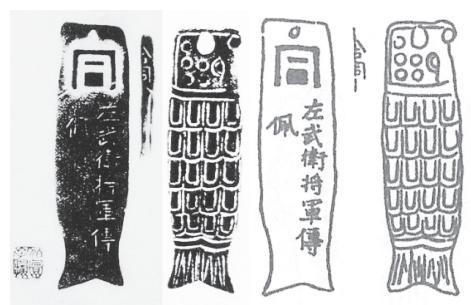


図 1. 左武衞將軍傳佩(魚符)

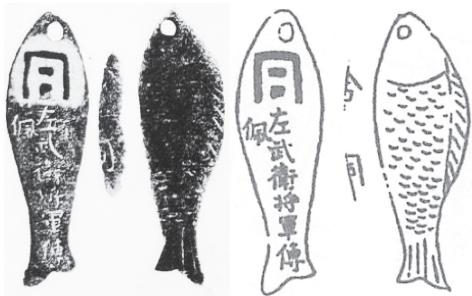


図 2. 左武衞將軍傳佩

本が摹写され、羅振玉『増訂歴代符牌図録』 2巻・補遺 2巻(東方学会影印、1925年)として刊行された。近年では、布目潮渢氏が唐代符制について検討し、『増訂歴代符牌図録』所載の唐符拓本計32点に含まれる魚符・亀符の分析を行なった。そして計32点のうち、州符・発兵符・門符の例や、予備用の無銘魚符 1 例と無銘亀符 1 例、さらに州符か随身魚符か判然としない「縉雲……」銘文の魚符 1 例を除き、以下①~⑩を随身符の例として挙げている。なお参考までに、羅振玉による拓本と、羅福葆・羅福頤の摹本を図として挙げる。

- ①左武衞將軍傳佩(魚符)(図1)
- ②左武衞將軍傳佩(魚符)(図2)

- ③同州刺史傳佩(魚符)(図3)
- ④朗州傳佩(魚符)(図4)
- ⑤滑州傳佩(魚符)(図5)
- ⑥勝州傳佩(魚符)(図6)
- ⑦還州刺史(魚符)(図7)
- ⑧太子少詹事(魚符)(図8)
- ⑨雲麾將軍行左鷹揚衞翊府中郎將員外置阿伏師爰 第一纈大利發(亀符)(図 9)
- ⑩左玉鈴衞中郎將員外置索葛達干檜賀(亀符)(図 10)

布目氏によれば、①~⑧は姓名の刻まれていない 随身符である。①~⑥所見の「傳佩」の語は、『唐六典』 巻八門下省符宝部(後掲)所見の「傳而佩之」に基



図 4. 朗州傳佩 (魚符)

づくものであり、姓名のない随身符の特徴である。「朗州傳佩」「滑州傳佩」「勝州傳佩」は「朗州刺史傳佩」の略とみられる。「太子少詹事」「還州刺史」は、「傳佩」の2字を欠くが、やはり本来は「傳佩」の語があるべきものである。一方、⑨⑩は亀符で、突厥の将軍に支給された特別な随身符である。以上が布目氏の説である。ちなみに呉珊珊・劉玲清氏も、姓名の刻まれていない「傳佩」符を随身符とする。

以上の説とは異なり、朱滸氏は、『増訂歴代符牌 図録』所載の「某州」「某州傳佩」「某州刺史傳佩」 をすべて「易守長」用の魚符(布目氏のいう州符) とする。朱滸説に従えば、③~⑦は随身魚符でないことになる。他方、孟憲実氏は①~⑦を兵符とする。 孟氏によれば、魚符と随身魚符は外見的に相似するのみならず、機能的にも重複するところがあり、随身魚符は発兵や出使にも用いられた。そして両者は、魚符に添付される「別勅」の内容次第で区別された。よって孟氏は、魚符と随身魚符を厳密に分類せずに、。。
①~⑦の機能を「兵符」と解していることになる。

では、結局どの説が妥当か。まず魚符・亀符の伝世品や拓本のうち、随身符が①~⑩(もしくはその一部)に絞られる点は、衆目の一致するところである。議論が分かれるのは①~⑦で、とくに①~⑥所

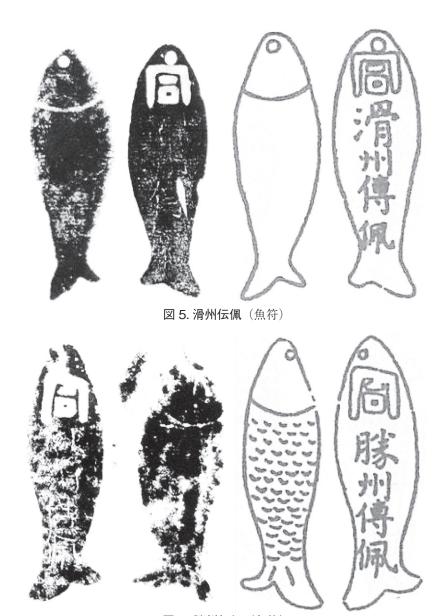


図6. 滕州伝佩(魚符)

見の「傳佩」の解釈が鍵のひとつとなる。そこで改めて『唐六典』巻八門下省符宝部をみてみよう。本史料は738年頃に完成した玄宗勅撰書で、安史の乱以前の随身符について知るには格好の史料である。本文には李林甫らの注があり、以下、『唐六典』の本文を引用するとともに、李林甫注を()内に入れて付記する。

一に銅魚符と曰い、以て軍旅を起こし、守長を 易うる所なり(兩京留守、若しくは諸州・諸軍・ 折衝府・諸處の捉兵の鎮守するの所、及び宮總 監には、皆な銅魚符を給す)。二に傳符と曰い ……三に隨身魚符と曰い、貴賤を明らかにして 徴召に應ずる所以なり(親王及び二品已上の散 官・京官の文武の職事五品已上・都督・刺史・ 大都督府長史・司馬・諸都護・副都護には、並びに隨身魚符を給す)。……魚符の制、王畿の内は左三右一とす。王畿の外は左五右一とす(左は内に在り、右は外に在り、行用の日、第一より首と爲し、後事あらば須らく用い、次を以て之を發し、周りて復た始めるべし)。大事には敕書を兼ぬ(留守の軍將に替代するもの、及び軍發して後に更めて兵馬を添うるもの、新たに都督・刺史を授くるもの、及び改替して別使を追喚するもの、若しくは禁推[重罪犯人を拘束して推問する意]せらるるもの、請假[官吏が暇を申し出る意]して敕許せらるるもの、及び別敕ありて解任せらるる者には、皆な須らく敕書を得べし)。小事は但だ符の函封するを降し、



図 9. 雲麾將軍行左鷹揚衞翊府中郎將員外置阿伏師爰第一纈大利發(亀符)

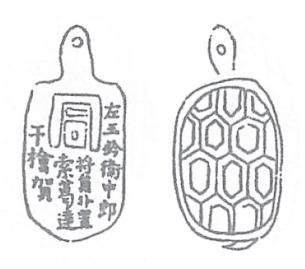


図 10 右玉鈴衞中郎將員外置索葛達干檜賀(亀符)

使を遣わして合して之を行なう(應に魚符を用 いて下に行なうべき者は、尚書省は敕牒を録し、 門下省は請を奏し、仍りて預め官を遣わして、 門下に就いて對封するを典らしめ、封内に敕符 を連ね寫し、左魚と函を同じうして封じ、上る に門下省の印を用う。若し右符を追わば、函に 盛りて封印するも亦た此れに準ず)。……隨身 魚符の制、左二右一とす。太子は玉を以てし、 親王は金を以てし、庶官は銅を以てし(隨身魚 符は皆な題に某位姓名を云う。其の官、只だ一 員有る者は、姓名を著わすを須いず。即し官名、 曹司と共に同じ者あらば、一員と雖も亦た姓名 を著わす。隨身するは、仍りて姓名を著わし、 並びに袋を以て盛る。其の袋は、三品已上は飾 るに金を以てし、五品已上は飾るに銀を以てし、 六品已下の守五品已上は魚を佩びず。若し家に 在りて時に非ず、及び出使して別勅ありて檢校 に召され、並びに兵を領して外に在りて別に符 契を給せられず、若し須らく處分を迴改すべき 者あらば、符の同じきを勘べ、然る後に承けて 用う)、佩びて以て飾りと爲す。姓名を刻する 者は官を去りて焉を納る。刻せざる者は傳えて 之を佩ぶ(若し傳えて魚を佩ぶるときは、皆な 須らく遞いに相い付し、十日の内に禮部に申報 すべし)。木契の制は……。

本史料は前後にさらに文があり、それらは唐代符制の骨子をしめす。文全体をみると、まず「一日銅魚符」「二日傳符」……の形で、各種符契の定義がしめされ、各文末に李林甫注がある。そのあとに各種符契の詳細な説明が付加され、その説明の順番は「一日銅魚符」「二日傳符」……と同じである。類似の文は『旧唐書』巻 43 職官 2 符宝郎条や『新唐書』巻 24 車服志にもみえ、相互検証の素材としうる。

ここで問題とすべきは、布目氏が本史料の波線部分に注目し、随身符のなかには姓名のないものもあるとし、①~⑥をその実例としている点である。既述のとおり、朱滸氏や孟憲実氏はこれとべつの見解を有するが、確たる論拠を提示しているわけではない。すると上記史料の波線部分こそ唯一の手がかりとなり、それはたしかに随身符に関する記載である。ただし、上記史料によれば、随身魚符は地方勤務者(都督・刺史・大都督府長史・司馬・諸都護・副都護)にも支給され、部分的に魚符(≠随身符)の支給者と重複し、これが混乱を招いている。そこで魚符(≠

随身符)の支給対象者を調べると、上記史料のほか に、『新唐書』車服志に、

初め高祖、長安に入るや、隋の竹使符を罷め、 銀莵符を班し、其の後、改めて銅魚符を爲し、 以て軍旅を起こし、守長を易う。京都の留守、 折衝府・捉兵鎭守の所、及び左右金吾・宮苑總 監・牧監には皆な之を給す。……宮殿門・城門 には、交魚符・巡魚符を給す。左廂・右廂には 開門符・閉門符を給す。……蕃國にも亦た之を 給す……。

とあり、上記史料をふまえると、魚符 (≠随身符) の支給対象者は以下のようになる。

- (A) 両京留守(もしくは京都留守)
- (B) 諸州・諸軍・折衝府・諸処の捉兵の鎮守す るの所など。
- (C) 宮総監(もしくは左右金吾衛・宮苑総監・ 牧監)
- (D) 宮殿門・城門・左廂・右廂
- (E) 蕃国

これに加えて、前掲『唐六典』李林甫注によれば、留守の軍将を交替する場合、軍隊発動後に兵馬を追加する場合、軍隊発動後に都督・刺史を追加で任命する場合、使者派遣後に別の使者を派遣する場合、重罪犯人を拘束して推問する場合、官吏が暇を申し出し、それを敕許する場合、任官者を勅命によって解任する場合にも、それぞれ魚符(≠随身符)と勅書が下された。これらは特殊具体的状況を説明したもので、その受給対象者は前掲(A)~(E)の受給対象者に含まれると考えられる。

このように、魚符(≠随身符)の受給者はさまざまである。前掲『唐六典』の波線部分にみえるように、随身符には、氏名の刻まれたものと、そうでないものが並存し、とくに後者は、魚符(発兵符や州符)と同じく、個々人の氏名が刻まれず、しかも両者の受給者は重複する。ここに両者が混同される一因がある。

そこで注目すべきは、前掲『唐六典』の李林甫注に「行用の日、第一より首と爲し、後事あらば須らく用い、次を以て之を發し、周りて復た始めるべし」とあることである。これによれば、魚符(≠随身符)には「第一」をはじめとする番号が刻字されているはずである。するとこれこそ魚符と随身符を分ける鍵となるであろう。すなわち、刻文に「第一」などの番号がある場合は、すべて魚符(≠随身符)と解

されるのである。もっとも、門符のなかには、交魚符・巡魚符や、開門符・閉門符のように、対をなすものがあり、これらは安全上の理由から、一組ずつしか発行されなかったようであり、実際に門符の伝世品の刻文には番号表記がない。しかし、それ以外の魚符(≠随身符)には基本的に番号がある。よって、刻文に番号があれば、それは少なくとも随身符ではえないと考えられるのである。

以上の基準によれば、結果的に布目氏の分類が妥当であろう。つまり前掲①~⑩はいずれも番号がなく、随身符の可能性が高い。逆に、それ以外の伝世品の刻文には番号があるものが多く、それらは随身符ではありえないのである。もっとも、前掲①~⑩を随身符だと確言するには、もうひとつクリアせねばならない条件がある。すなわち、①~⑩の受給者をみると、左武衛将軍・州刺史・太子少詹事・雲麾将軍行鷹揚衞翊府中郎将員外置・右玉鈴衛中郎将員外置に絞られる。別稿で論ずるように、武周期以前の随身符は、原則的に五品以上の高位高官にのみ支給されたが、①~⑩の受給者はその原則と合致するものであろうか。

そこで個別に検討すると、まず文献によれば、州 刺史(五品以上)には垂拱2年(686年)正月以後、 随身符が支給されている。よって686年以降であれ ば、州刺史が随身符を所有していてもおかしくはな い。太子少詹事は正四品上の職事官で、唐代初期以 来、随身符の受給資格を満たしている。また「武衞 將軍」「雲麾将軍行鷹揚衞翊府中郎将員外置」「右玉 鈴衛中郎将員外置」に関しては、唐代軍事制度を概 観したうえで、その意味内容を検証する必要がある。 すなわち、唐代前期の軍隊は、北衙と南衙よりなる。 北衙は、都城宮城区の北方禁苑に拠点を置く皇帝近 衛兵で、太宗期以降に新設された。南衙は、京師に 置かれた十六衛の国家軍をさし、うち十二衛には各 衛が分掌する折衝府から兵が供給された(左右千牛 衛・左右監門衛は折衝府をもたない)。折衝府は京 畿を中心に全国に約600箇所あり、上府・中府・下 府の別があり、各々千人単位から数百人単位の兵を 擁する。各折衝府には、折衝都尉から隊副に至るま で、定員として61人ずつの流内文武官(正四品上~ 従九品下)が置かれた。折衝府の兵は交代で上番し、 京師の警備にあたった。京師には十六衛のほかに六 率府と称される軍隊もあり、こちらは十六衛を模し て作られた皇太子の軍隊である。各率府には率・副

率以下の官員がおり、各率府の兵は各々数箇所の折 衝府から交替で上番してくるものである。十二衛六 率府のうち、左右衛と左右衛率府には親府・勲府・ 翊府が、左右驍衛・左右武衛・左右威衛・左右軍衛・ 左右金吾衛には翊府が設けられていた。親府・勲府・ 翊府は「三衛」(定員は5000名程度)とも総称され、 恩蔭で入仕する良家子弟用の「特別選抜コース」で、 そこから流内官に昇進できるエリートコースであっ た。三衛を率いるのは中郎将(正四品下)である。 親衛・勲衛・翊衛は各々正七品上、従七品上、正八 品上であるが、あくまで正式な任官前の職位という べきで、『通典』巻40でも流内職事官や散官とは区 別され、「職掌人」に数えられている。以上の唐代 軍事制度をふまえると、①②の「武衞」は十二衛の ひとつで、隋代には「武衞府」、光宅年間(684年) 以後は「鷹揚衞」、神龍元年(705)以後は「武衞」 とよばれた。また①②は魚符で、武周期のものでは ない。よって①②は705年以後のものである。武衛 将軍は在京従三品官で、随身符の受給資格を満たし ている。ちなみに開元27年(739年)の「右武衞将 軍柳公神道碑」をみると、実際に「守右武衞將軍上 柱國」に「紫金魚袋」(紫服、金魚袋、随身魚符) を与えた事例がある。

以上の随身魚符とは異なり、⑨は随身亀符で、武 周期のものである。その刻文に「雲麾将軍行左鷹揚 衞翊府中郎将員外置」とあり、「雲麾將軍」は従三 品の武散官である。当時、散官だけを保有する者は、 基本的に随身符の支給対象にならない。だが⑨では 刻文に「行左鷹揚衞……」の語が続いており、これ が保有者の実職と解される。先述したように、鷹揚 衛は十二衛のひとつで、684~705年に「鷹揚衞」と よばれ、それ以後は「武衞」とよばれた。そのもと に「翊府」があり、その統率者が中郎将で、正四品 下をもち、随身符の支給範囲に入る。かくして⑨は 随身符と解され、「阿伏師」以下はその受給者の名 前であろう。もっとも、羅振玉は本亀符を「武周雲 麾將軍阿伏師奚纈大利發龜符」と命名し、「阿伏師 奚纈大利發」を受給者名とみているようである。ま た『龍壁山房詩草』巻12庚申集詩「武周随身亀符 拓本」注に「阿伏師受纈大利發第一」に作る。他方、 布目氏は「阿伏師爰纈大利發第一」と釈し、「纈大 利發」を「突厥支配下の部・氏族の族長」とし、「第 一」を「中央に二個あるうちの第一」とする。さら に孟憲実氏は「阿伏師出第一綺大利」に作る。この

ように、「阿伏師」以下の釈文に関しては諸説ある。 だが私見では「阿伏師受第一纈大利發」に作るのが 妥当である。「阿伏」は鮮卑族の氏族名(もしくは その一部)とおぼしい。また刻文に「第一」の語が 含まれ、一見すると、発兵符や州符に付される番号 のごとくであるが、「阿伏師・受第一纈大利發」の「第 一」は、名前の一部、もしくは称号の一部と解すべ きである。また「纈大利發」は「頡利發(iltäbäl)」 をさすようである。最後に、⑩所見の「左玉鈴衞中 郎將」の「玉鈴衞」は十二衛のひとつで、龍朔2年 (662年)に「左領軍」から「左戎衞」に更名され、 のちに「左領軍衞」に戻り、光宅元年 (684年) に「左 玉鈴衞」に更名され、神龍年間(705-707年)以後 にさらに「左領軍衞」に更名された。⑩は随身亀符 で、上記の衛の名称とも符合し、690~705年のもの である。玉鈴衛の中郎将とは、玉鈴衛翊府中郎将以 外にありえず、ゆえに⑩の刻文には「翊府」の2字 が省略されており、正式には玉鈴衛翊府中郎将員外 置の亀符で、前掲の鷹揚衛翊府中郎将と同じく、正 四品下に位置づけられると考えられる。以上、①~ ⑩の刻文の書式と内容を検討した結果、それらはみ な随身符であると結論づけられる。

Ⅱ. 近年出土した魚符と亀符

以上の伝世品に加え、近年さらに以下の符が各地で発見されている。つぎにこれらの文物の詳細について検討し、そのなかから随身符の事例を抽出したい。ただしそのためには、全事例に検討を加え、それらの歴史学的意義を闡明し、魚符と随身魚符、亀符と随身亀符を各々弁別せねばならない。

- 印貞元十一年鐵利蕃乞土夏(魚符)(図11)
- ⑫右豹韜衞魘泉府第二(魚符)
- ③同均府左領軍衞 (魚符)
- ⑭右領軍衞道渠府第五(魚符)(図12)
- ⑤九仙門外右神策軍(魚符)(図13)
- 追突騎施國第三(魚符)(図14)
- 印司馭少卿崔萬石(魚符)(図15)
- 18左驍衛将軍聶利計(魚符)(図16)
- ⑲中郎霫莫遂州長史合蠟(魚符)(図 17)
- ②右玉鈴衛將軍員外置<u>阿史那伽利支</u>(亀符)(図 18)
- ② 左豹韜衛翊府右郎將員外置石沙陁(亀符)(図 19)

② 左武威衞翊府中郎將員外置颯支達干(亀符)(図 20)

後述するように、これらは唐代の符と解される。その詳細を順番にみてみよう。本節ではまず①~⑯について検討する。

①は、近年ロシア・ウラジオストク近郊のナホトカ遺跡から出土した符で、2013年6月にベリャエフとシドロヴィチが初歩的検討を加えている。それによると、これは縦6.2cm、横2cm、厚さ0.4cm、重さ35g程度の唐代の青銅符で、特異な形状をしており、鉄利(鉄利靺鞨)の族長に与えられた。刻文中の「貞元十一年」は、唐の貞元11年(795年)と解釈するほかない。だが当該遺物は、形状が魚や亀でなく、表面も金色で、年号も特記されているなど、唐符一般と異なる特徴をもち、他の魚符・亀符と同列に論じることはできない。

⑫は、2016年に朱滸氏が寧夏呉忠市同心県で西夏時代の窖藏銭を調査したさい、現地で出土した青銅魚符(左側)で、魚腹部に「合同」と刻まれ、断面部には凸形の「同」字がある。朱滸氏によれば、その尾部は破損し、頭部には穴がある。残存部分の長さは4.3cm、幅1.6cm、厚さ0.5cm、重さ14.5gである。刻文によれば、右豹韜衛の懸泉府の符である。豹韜





図 11. 貞元十一年鐵利蕃乞土夏 (魚符)



図 12. 右領軍衞道渠府第五 (魚符)



図 14. 突騎施國第三 (魚符)







図 13. 九仙門外右神策軍(魚符)





図 15. 司馭少卿崔萬石(魚符)



図 16. 左驍衞将軍聶利計(魚符)



図 17. 中郎霫莫遂州長史合蠟 (魚符)



図 18. 右玉鈴衛將軍員外置阿史那伽利支 (亀符)

衛は光宅元年(684年)から神龍元年(705年)まで存在した衛名で、魚符は690-705年に亀符となるので、本魚符は684-690年のもので、刻文の形式から、「起軍旅」用の符(つまり発兵符)と解される。以上が朱滸氏の説である。ともかく刻文に「第二」という番号があるので、本稿第一節によれば、随身魚符でない。ちなみに朱滸氏がいうように、刻文中の「豹韜衞」は、隋代には屯衛、龍朔年間(661-663年)以後は威衛、光宅年間(684年)以後は豹韜衛、神龍年間(705-707年)以後は威衛とよばれ、いわゆる十二衛のひとつで、本魚符は684-690年のものであり、懸泉府は豹韜衛所属の折衝府のひとつであっ

たと考えられる。懸泉府の具体的所在は不明であるが、敦煌の東方にある懸泉と関わるものであろうか。それとも、府の命名は概して自然環境を勘案したものゆえ、寧夏呉忠市同心県付近の泉の湧き出る場所に官衙があったのか。ちなみに現在の寧夏呉忠市付近は、唐代には霊武郡(742~759年)や霊州(618~742年、758~907年)とよばれ、南は長安、東は太原、西は河西通廊、北は北河に繋がる交通の要衝であった。当地の付近は、唐代初期に匈奴の別種(費也頭)がおり、咸享元年(670年)には吐谷渾の残党が拠点を置き、延載元年(694年)や神龍2年(706年)に突厥が攻めこんでくるなど、諸種族が混在・





図 19. 左豹韜衛翊府右郎將員外置石沙陁 (アク・ベシム亀符)

紛争を繰り広げたことでも知られる。開元2年(714年)前後にはとくに唐と異種族の抗争が激しく、「靈武鎭軍」などでは対異種族の軍功によって、多くの軍人に随身魚符袋が支給された。⑫は、かかる状況下で用いられた発兵符であり、当時頻繁に用いられた重要な魚符であったと推測される。

⑬は、馬志得氏によれば、長安城清思殿遺跡から 出土した青銅製魚符で、門符と解される。清思殿は 敬宗(在位824-827年)が建てた宮殿である。敬宗 はよく神策軍の侍衛を率いて狩猟や打球遊戯をして おり、彼らが清思殿の出入に用いたものかもしれな い。以上が馬氏の説である。管見のかぎり、当該魚 符の写真は見当たらない。ともかく刻文には「同均 府左領軍衞」とあり、「第一」等の番号がなく、一 見したかぎりでは魚符と随身魚符のどちらか判断し かねる。そこで注目すべきは、羅振玉『増訂歴代符 牌図録』所収の伝世魚符のなかに「右領軍衞道渠符 第五」「右武衞和川府第三」の例があることで、番 号があり、魚符(≠随身魚符)と解される。布目氏 はこれらを発兵符に分類している。これらの書式は、 番号がない点を除き、③の刻文と同じである。それ らをふまえると、⑬は「同均府」(所在不明) に駐 留する「左領軍衞」の意であろう。唐代折衝府の設 置場所や地名に関しては、労経原・労格『唐折衝府 考』4巻、羅振玉『唐折衝府考補』1巻、羅振玉『唐 折衝府考補拾遺』 1 巻、谷霽光『唐折衝府考校補』 1巻などの古典的研究があり、道府名の判明してい る折衝府581、不明の折衝府49の存在が知られるが、



図 20. 左武威衞翊府中郎將員外置颯支達干 (内モンゴル魚符)

「同均府」の府名は登場しない。『西安碑林全集』 第 76巻所載の武周長寿2年「王感墓誌」に「唐右武威 衞定遠將軍洞均府都尉・上柱國 | とあり、そこにみ える「洞均府」は「同均府」の繁文かもしれないが、 いずれにせよ具体的な所在地は不明である。「左領 軍衞 | に関しては、まず隋代に「左領軍 | が存在し、 「十二衞大將軍」の一人が率いた。武徳7年(624年) には「十四衞府」のひとつに数えられ、龍朔2年(662 年)には「左領軍」から「左戎衞」に更名された。 そののち「左領軍衞」に戻り、光宅元年(684年) に「左玉鈴衞」とされ、神龍年間(705-707年)後 にさらに「左領軍衞」に戻った。現に、神龍年間以 後の墓誌にも「左領軍衞」の語が散見する。よって「左 領軍衞一の語をふくむ本魚符が武周期以後のもので ある点は動かない。これより、⑬は「同均府」に勤 める左領衛軍と関係するものと考えられる。その魚 符が清思殿で発見された理由は、当該魚符が何らか の理由で中央政府に回収されたため (左符の場合)、 もしくは本来中央政府の保管部分であったためであ ろう (右符の場合)。本魚符には「第一」等の番号 がないが、刻文の「同均府左領軍衞 | だけでは個人 の特定には至らないので、随身魚符ではあるまい。 馬志得氏は、本魚符の出土地が清思殿遺跡であるこ とから、本魚符を敬宗期(824-827年)のものとし、 刻文研究とは別の角度から、本魚符の年代を絞り込 んでいる。そこで敬宗期前後の時代背景をみると、 792年にすでに「右領軍大將軍」は散官化しており、 それと対をなす左領軍大将軍も同様であったろう。 だが憲宗元和14年(819年)の「唐故左領軍衛太原 豊州府折衝都尉員外王府君墓誌銘并序」によれば、 左領軍衛はなお折衝府都尉員外などがおり、左領軍 衛に人員がいなかったわけではない。⑬は彼らのた めの発兵符であろう。

倒は、李晶氏によると、1982年に済南市文物店で 購入され、現在済南市博物館に収蔵されている魚符 (右側) で、「易守長」用の符(本稿でいう州符)で あるという。周曉薇氏によれば、『西安碑林全集』 第87巻所載の開成元年「司馬傪墓志」に「左神武軍 副将兼押衙・陪戎副尉・守右領軍衞京兆道渠府右果 毅都尉」の語がみえ、開成元年(836年)時点で道 渠府は京兆に属したとわかる。もっとも、魚符の写 真をみる限り、魚符腹部に「合同」や「同」の字が なく、他の随身魚符の事例と異なるため、その真贋 問題にはなお慎重さが求められる。また刻文をみる 限り、「易守長 | 用の符でなく、「起軍旅 | 用の符(つ まり発兵符)と解すべきであろう。いずれにせよ刻 文に「第五」とあるので、随身魚符ではあるまい。 羅振玉『増訂歴代符牌図録』に「右領軍衞道渠府第 五」の左符が収録されており、相互の関係に注目さ れる。

⑤は、李莉氏によれば、山東省東営市広鐃県第3 次全国文物普査小組による調査でみつかり、山東省 東営市歴史博物館に所蔵されている魚符である。青 銅製で、長さ 5.1cm、幅 1.8cmであり、頭部に穴があ る。上部に「同」と凸刻され、「九仙門外右神策軍」 と凹刻され、兵符とみられる。私見では、羅振玉 『増訂歴代符牌図録』に同一刻文の魚符が収録され、 「同」字が凸刻で、外観や刻文の配列も合致するこ とから、同一物と考えられる。刻文に番号がなく、 随身魚符の可能性も一見皆無でないが、「右神策軍」 だけでは個人を特定できないので、魚符 (#随身符) であろう。刻文には「門」字が含まれるが、本魚符 は精確には「九仙門外」にいる「右神策軍」のもの であって、門符とは即断できない。神策軍は754年 以降に成立した軍隊で、763年に吐蕃が長安を陷し、 従来の禁軍が壊滅すると、新たに禁軍の地位を占め た。刻文に「九仙門外右神策軍」とある以上、本魚 符は京師の九仙門外に駐屯していた禁軍としての神 策軍のもので、発兵符と門符の両方の可能性があり、 763年以降のものと考えられる。

⑯は、2011年7月にキルギスのアク・ベシム遺跡 周辺で発見された唐代青銅魚符で、ベリャエフとシ

ドロヴィチによる研究がある。それによると、魚符 の側面には「合同」の2字があり、平面部には凹部 に「同」字が施され、さらに「突騎施國第三」と の刻文がある。また、武周期(690-705年)は魚符 でなく亀符である点や、唐と突騎施の関係を考慮し た結果、本符を717-748年に使用された可能性の高 いものとする。本稿の分類によれば、これは朝貢魚 符の例である。朝貢魚符に関しては現在、『唐会要』 巻100雑録所引「故事」、『新唐書』巻24車服志、『玉海』 卷85所引『唐会要』、『大学衍義補』巻90璽節之制 などに関連史料がみえるほか、ベリャエフ・シドロ ヴィチ論文所引の『太平寰宇記』巻200四夷27 北狄 12故事があり、近年新たに『諸道勘文』神鏡事「神 鏡勘文」所引『唐暦』の存在も知られるようになっ た。それらをみると、西蕃諸国は第一から第十二ま での番号の朝貢魚符をそれぞれ支給され、朝貢の使 者は朝貢月に応じた番号の朝貢魚符を持参すべきで あった。朝貢の使者は京師に到着すると、鴻臚客館 (いわゆる迎賓館。778年以降は礼賓院も加わる) に 宿泊し、そばにある鴻臚寺(外国使節接待官署)が 使者の応対を掌った。おそらくこの段階以前に、朝 **貢魚符の勘合が行われ、問題がなければ「常禮」が** 行われる。「常禮」とは、『大唐開元礼』所見の「蕃 主来朝遣使迎労」(来朝を歓迎・慰労する儀式)、「皇 帝遣使戒蕃主見日」(謁見日を伝達する儀式)、「蕃 主奉見」(外国元首の皇帝謁見儀式)、「皇帝受蕃使 表及幣」(外国使節の皇帝謁見儀式)、「皇帝宴蕃國主」 (外国元首との宴会儀式)、「皇帝宴蕃国使」(外国使 節との宴会儀式)で、来朝者が蕃主か蕃国使かに応 じて、上記のいずれかの「禮」を実行したとみられ る。上記六礼の式次第によれば、儀式には符宝郎が 参加して「寶」を奉ることになっており、符宝郎は 朝貢魚符の管理者ゆえ、一見、儀式当日に朝貢魚符 の勘合を行なったかのごとくである。だが儀式当日 に符宝郎は「寶」をもつと明記され、それは皇帝の 璽で、それ以外の「符契」を持ったとはされていな い。また、かりにこの時点で朝貢魚符の勘合が未了 であれば、そもそも「常礼」の実施はできず、式次 第に矛盾をきたす。それゆえ西蕃諸国の朝貢使節は、 入境から鴻臚客館滞在のあいだに、すでに朝貢魚符 の勘合を済ませていたと考えられる。この点に関し て榎本淳一氏は「銅魚符が辺関で用いられた明証は ないが、蕃客としての礼遇は入国直後から始まるの であり、入国時に判断する必要があることから辺関

で用いたと考えるのが一番自然」とし、筆者もこの 見解が妥当と考える。ちなみに⑥の年代に関しては、 以下のように推測しうる。すなわち本符は、魚符ゆ え、705年以後のものである。また関連史料によれ ば、開元16年(728年)11月5日に鴻臚卿は、突騎 施の反乱で「蕃國銅魚」の多くが散佚したとし、朝 貢魚符を再発行すべきだと上奏しており、西蕃諸国 には本来728年以前にすでに朝貢魚符が与えられて いた。さらに⑯の出土したアク・ベシム遺跡は唐代 砕葉鎮で、そこは703年以来、突騎施の実質的支配 下にあり、719年に完全に唐の行政区画でなくなった。 そののち突騎施は、砕葉付近の草原地帯を拠点とし 続けた。砕葉鎮からは突騎施銭が出土し、突騎施の 拠点自体が砕葉鎮城外にある期間も、砕葉鎮に影響 を及ぼしていたことが知られる。だが遊牧生活に不 便ゆえ、719年以降も突騎施の可汗が砕葉鎮城内に 定住し続けたとは考えにくい。そうすると本魚符の 年代は705-719年の可能性が高いのではないか。

以上本節では、近年出土した魚符・亀符のうち、 ①~⑯について検討した。その結果、それらはどれ も魚符・亀符(≠随身符)の事例であることが判明 した。

Ⅲ. 近年出土した随身魚符と随身亀符

つぎに第3節では、⑰~②について検討する。⑰ ~②は、個人の官名と姓名が刻まれ、まさしく随身 符と解される。

印は、2008年に洛陽で発見された魚符である。簡 報によれば、洛陽市文物考古研究院が2008年に洛陽 市洛南新区の基礎工事にあわせて香山路南部・厚載 門街東部を調査したところ、唐代墓がみつかり、す でに盗掘され、他の副葬品はみえず、当該魚符(右 側) だけが残されていた。現在は濱州市博物館に収 蔵されている。長さ 4.9cm、幅 1.8cmで、平面部に「司 馭少卿崔萬石」、魚腹部に「合同」と陰刻されてい る。「崔萬石」は個人の姓名である。姓名がある以上、 本遺物は随身魚符である。「司馭少卿」は龍朔~光 宅期(661-684年)に存在した官名で、従四品官で ある。よってこれは661~684年の従四品官の随身魚 符である。以上が簡報の説明である。おりしも近年、 孟憲実氏によって崔万石墓誌の研究が進められ、崔 万石が666年に封禅儀礼に関与したこと、666-668年 の高句麗遠征で活躍したこと、そのあとに司馭少卿

(従四品官) に昇進し、さらに司宰少卿(従四品官) や歙州刺史(前任者は王大礼で、669年2月に死亡) に転じたこと、674年8月11日に亡くなったことが 裏づけられた。「崔萬石」墓誌自体はすでに 2007年 時点で拓本が得られており、その真偽に疑問が呈さ れていたが、2008年に崔万石墓が発見され、その詳 細が判明したため、拓本も本物とされるに至った。 崔万石の最終官歴は歙州刺史であるが、当時地方官 は随身魚符をもてない。すると歙州刺史以前の官歴 は司宰少卿となるが、崔万石墓からは「司馭少卿」 の随身魚符が出土した。当時の随身魚符は五品官以 上に与えられるべきもので、司宰少卿も司馭少卿も その規定を満たしており、かつ随身魚符を与えられ た者は、死後もそれを返却する必要がないので、崔 万石墓から随身魚符が出土するのはおかしくない。 だが司宰少卿でなく司馭少卿の随身魚符が出土した のは疑問で、孟憲実氏は2つの仮説を提示している。 第一に、司馭少卿・司宰少卿・歙州刺史の転任時間 が短く、崔万石はすぐに地方の歙州刺史に転出し、 まもなく亡くなったため、処理が遅れ、死後に回収 する必要もなくなった。第二に、670年12月に百官 の名称を662年以前のものに戻したため、旧称を含 む本魚符の回収が不要となった。孟憲実氏は以上の 検討をふまえ、本随身魚符を668-670年に機能した ものと結論づけている。ほぼ妥当な見解である。ち なみに近年発見された「崔上尊墓志」(723年帰葬) には「夫人号上尊、姓崔氏、博陵安平人也。曾祖曠、 周聽騎大將軍·武康郡公。祖弈、散騎常侍。父万萬、 歙州刺史」とあり、崔万石の最終官歴が歙州刺史で ある点等々が裏づけられる。パトリシア・イブリー 氏以来の博陵崔氏の研究に、一石を投じるものとな るであろう。

®は、ロシアのウラジオストク近郊にあるニコラエフカ都市遺跡から1980年代に出土した魚符で、左驍衛将軍の聶利計の随身魚符(右符)である。別稿でのべたように、筆者は2019年8月に、ロシア科学アカデミー極東支部付属考古博物館のユーリ・ニキティン館長のご協力を得て、本魚符を実見調査した。シャフクノフによれば、ニコラエフカ都市遺跡は、石器時代以来の文化遺存よりなり、渤海王国(698-926年)には城塞化され、12世紀には女真人に強化された。当該魚符は長さ5.6cm、幅1.8cm、厚さ0.5cm程度で、魚腹部に「合同」と刻まれ、平面部に「左驍衛将軍聶利計」との刻文があり、「左符」である。

当地を支配した歴代の人びとをみると、契丹に関し ては、黄金の符は作ったが、青銅の符は作っていな い。女真に関しては、沙伊金女真遺跡から青銅魚形 装飾物が出土しているが、形状的に当該魚符とまっ たく異なる。むしろ本魚符は見たところ唐代のもの である。ただし、刻文にみえる「聶利計」の「計」は、 渤海靺鞨族首領の漢字名によくみえ、「可婁計」「勃 施計」「味勃計」「煙夫須計」「公伯計」「聿棄計」な どの例が知られる。また「左驍衞将軍」の官名は唐 にも渤海にも登場する。よって本魚符は8~9世紀 における唐の魚符、もしくは同時期に渤海王国側が 唐制を摸して鋳造した魚符で、当地の軍事長官のも のと考えられる。以上のシャフクノフ説に対して、 姚玉成氏は以下のように批判する。すなわち、渤海 は「左右驍衞」を「左右熊衞」や「左右羆衞」と称 した。遼の魚符は黄金製で、青銅製でない。金には 「左右驍衞」の称号がない。よってこれは唐代か五 代の随身魚符(左符でなく右符)である。『旧唐書』 職官志や『新唐書』百官志によれば、「左驍衞」の 称号は龍朔2年(662年)~光宅元年(684年)、も しくは神龍元年(705年)以後のものである。庶官 による随身魚符の終身携帯が許可されたのは開元9 年である。本魚符はロシア領で出土した。よって本 魚符は、開元9年以後に現地で亡くなった聶利計な る人物の随身符ではないか。加えて、シャフクノフ は聶利計を渤海靺鞨人とするが、当時靺鞨人には黒 水靺鞨人・越喜靺鞨人・鉄利靺鞨人もおり、「○○計」 はそのすべての人名に登場する。よって確実なのは 聶利計が靺鞨人であることだけである。おそらく彼 は朝貢にやってきて本魚符を賜わり、帰国時にそれ を持って帰ったのであろう。以上が姚玉成氏の説で、 シャフクノフ説よりも説得的である。

⑨は、シドロヴィチによると、2011年にモンゴル国サンシャン市の南東約3、40km(ドルノゴビ県)で発見された青銅魚符(右符)で、長さは5cm、幅は1.8cm、重さは16g程度である。魚腹部に「合同」となり、平面部の刻文には「中郎霫莫遂州長史合蠟」とある。「合蠟」はトルコ語系の名(alp)で、「勇敢」「英雄」「豊か」の意であろう。「霫」は部族名と解され、そうすると「莫遂州」は地名のはずであるが、史料にみえない。史料には「霫」と「白霫」の族名がみえ、両者を同一部族とする説と、別々の部族とする説がある。いずれにせよ両者の居住地は近い。霫族は646年に唐に服属し、716年に別の州に移住させられ

ており、また690-705年には魚符でなく亀符が用い られたことから、本魚符は647-690年のものの可能 性が高い。以上がシドロヴィチの説である。だが私 見によれば、まず武周期以前に在京官以外が随身魚 符(姓名有り)を携帯したとは考えにくい。本魚符 は朝貢魚符でもない。よって本魚符は武周期よりも 後のものとみられる。またシドロヴィチも認めるよ うに、「莫遂州」なる地名は存在しない。そもそも 「州長史」には上州長史(従五品上)・中州長史(正 六品上)・下州長史(正六品下)の別があり、随身 符の対象者は原則的に上州長史に限られる。上州は、 武徳期以後に3万戸以上、開元18年以後に4万戸以 上とされ、いずれにせよ出土地点付近に存在しない。 「遂州」であれば、四川省重慶付近の行政単位とし て実在し、618年に遂州とよばれ、742年に遂寧郡と 更名され、758年に遂州に更名され、貞観年間(627-649年) に 12977戸、開元 17-18年 (729-730年) に 37377 戸、天宝1年(742年)に35632戸で、おそら く 700 年頃から 730 年頃までは上州に分類されてい た。だが、遂州と⑩の出土地ではあまりに距離があ る。「莫遂州」は佚名の上州級の羈縻州であろうか。 ちなみに「中郎霫莫遂州長史」の「中郎」は中郎将 の略で、たとえば陝西省博物館蔵「契苾李中郎墓 誌」や『千唐誌齋蔵誌』下冊第798番目所引「唐故 右龍武軍翊府中郎高府君墓誌銘」などに例がある。 だが「中郎」と「州長史」の関係性は判然としない。 当該符の刻文の語順はやや違和感を感じさせるもの で、今後さらなる情報公開と検証が俟たれる。

②は、新疆ウイグル自治区焉耆県にある博格達沁 古城でみつかった亀符である。現在は巴州博物館(正 式名称は巴音郭楞蒙古自治州博物館)に所蔵されて おり、筆者はこれを2019年8月に現地で確認した。 比較的鮮明な図版が祁小山・王博編著『絲綢之路・ 新疆古代文化』に掲載されている。何休によると、 1980年5月に新疆焉耆文物管理所が当該古城出土 の文物を回収したおり、そのなかに開元通宝などと ともに当該亀符があった。長さ4cm、幅2cm、厚さ 0.4cm、重さ2gで、頭部には穴があいており、紐を 通したとみられる。亀甲紋様は陰刻で、腹部には「同」 字が陰刻されている。その用途は「起軍旅、易守長」 のための割符(本稿でいう発兵符)である。以上の 何休説のうち、当該亀符を発兵符とする点は疑問で ある。むしろ本稿での上記検討をふまえるならば、 発兵符に個人の姓名がみえるとは考えにくく、当該

亀符は随身符と解すべきであろう。博格達沁古城は 唐代焉耆都督府の治所とされ、長方形で全長約3km におよぶ。当該随身符は亀符ゆえ、武周期の遺物で、 博格達沁古城は武周期にも焉耆都督府として機能し たとみられる。遺跡からは五銖銭・開元通宝・乾元 通宝・大暦通宝・建中通宝が出土しており、建中年 間(780-783年)まで機能したことは窺える。 亀腹 部には刻文があり、筆者が現物を実見したところ、 全体は3行に分かれ、2行分は「右玉鈴衛將軍員外 置」と釈せるようであるが、3行目の釈読は至難で ある。ベリャエフとシドロヴィチは3行目を「阿史 那伽利支」と訳している。3行目に個人の姓名が入 る点は間違いない。ここではとりあえずベリャエフ・ シドロヴィチの釈文を挙げておくが、断定はむずか しい。なお「玉鈴衛將軍」は光宅元年(684年)以 来の名称で、すでに⑬の部分でのべたように、707 年以後は「領軍衞」とよばれた。よって本魚符は、 南衙を構成する玉鈴衛の「將軍員外置」に与えられ たものと解される。『旧唐書』巻44職官志3「左右 領軍衞、大將軍各一員。將軍各二員」、「將軍各二員」 の注に「從三品」とある。

②は、キルギス共和国のアク・ベシム遺跡で発見 された亀符である。当該遺跡は唐代の砕葉鎮に比定 される。当該亀符はアク・ベシム遺跡を構成する第 1シャフリスタンと第2シャフリスタンのうち、両 者の隣接領域(とくに第2シャフリスタン側)から 出土した。これは2006年にカミシェフ・ミハイロヴィ チ氏 (ビシュケク市内の骨董店店主) が金属探知機 で地表面を調査・発見したもので、正規の考古発掘 調査を経て得られたものではなく、現在はミハイロ ヴィチ氏が所有している。筆者は2016年11月に当該 骨董店を訪問し、許可を得て当該亀符の実見・調 査・撮影を行なった。当該亀符に関しては孟憲実氏 の研究が参考になる。すなわち、本符は亀形をして いるので、武周期のものである。「豹韜衞」は684~ 705年に置かれ、それ以前と以後は「威衞」とよば れ、十二衛のひとつである。右郎将・左郎将は翊府 を警護する属官で、中郎将の副として正五品上にあ たる。「石沙陁」の「石」は石国(現ウズベキスタ ン首都タシケント付近) に由来し、「沙陁」は名で ある。またアク・ベシム遺跡は砕葉鎮で、砕葉鎮が 武周に帰属したのは692年ゆえ、本亀符は692年以後 に砕葉にもたらされたと考えられる。これより、本 亀符は692~705年にアク・ベシムに駐在した異国人

軍官のもので、今日の「軍官証」にあたる。当時安 西四鎮には「漢兵三萬」がいたが、石沙陁が石国人 であることからわかるように、非漢人兵士もおり、 石沙陁はそれを率いる蕃将のひとりであろう。以上 が孟憲実氏の見解である。たしかに「左豹韜衛翊府 右郎將」は、孟氏の指摘どおり、正五品上の武官で、 本来随身魚符の支給対象者に含まれる。また「石沙 **陁」に関しては、名前とする孟憲実説以外に、「沙** 陁」を沙陀人とし、石敬塘らの事例をふまえ、石氏 は沙陀人によくみられる氏であるとするケンジャア フメト氏の説がある。だが後説をとると、随身亀符 上に氏のみみえ、名がみえないことになるが、これ は本稿で詳論したとおり、ありえない。ゆえに筆者 は孟憲実説が妥当と考える。ここで唐代砕葉鎮史を ふりかえると、砕葉は692~703年(705年まででは ない) に漢人勢力の支配下にあり、それ以降は突騎 施の実質的支配下に組み込まれた。よって私見では、 孟憲実氏説を一部修正し、本符を「692~703年に安 西都護のもとで働いていた異国出身者の随身亀符 | と解する。なお、翊府は高級官吏の子弟が宿衛する 部署で、玄宗期以前にはそこから流入(つまり在京 職事の品官に昇格)するのが主たるエリートコース であった。武周期には人心収集のため、辺境地域に おいて異国出身者に「員外置」が濫綬され、もはや 宿衛の役割を果たしてはおらず、一種の名誉職にす ぎなくなっており、石沙陁もその対象であったろう。 後掲22とは異なり、②にはテュルク系の官号がない ので、石沙陁は遊牧世界の有力者としてではなく、 むしろタシケント出身のソグド系商人の有力者とし て「員外置」の地位を得たのかもしれない。

②は、2019年にアク・ベシム遺跡で発見された亀符である。ベリャエフとシドロヴィチの報告によると、それは青銅製亀符で、縦4cm、横2cm、厚さ3cm、重さ12g程度であり、刻文がある。それは「Sazhitark-an, Supernumerary Commandant of the Standby Garrison of the Left Militant and Awesome Guard」と訳しうる。その発見場所は、②の魚符出土地点から1000-1200mの地点である。②②の出土地は近く、武周期に同一の出来事に巻き込まれて失われたとおほしい。唐代軍事制度をふまえると、「左武威衞翊府中郎將員外置」の「武威衞」は十二衛のひとつで、その「翊府」を率いる「中郎將員外置」が本亀符所有者である。中郎将は正四品下ゆえ、随身符の支給範囲に入る。光宅元年(684年)に「驍衞」は「武

威」に更名され、神龍元年(705年)に「驍衞」に 戻る。 亀符の使用期間は 690-705年である。 ベリャ エフとシドロヴィチの指摘通り、「颯支達干」の「達 干」は「tarqan」の漢訳であろう。護雅夫氏によれ ば、「tarqan」は「達官」ともしるし、可汗(qayan) の行政幹部にあたる。可汗のもとには、版図の西 部統括官(yabyu 葉護)と東部統括官(šad 設・殺) がおり、その下位に俟斤(irkin)や頡利発(iltäbär) とよばれる有力部族長がおり、「targan」とともに、 族長(匐 bäg)階級に属する。匐(bäg)は、民(budun) や奴隷(qul)とは峻別されている。また内藤みど り氏によれば、「tarqan」は突厥碑文に散見する官名 で、『周書』巻50異域列伝突厥列伝「大官有葉護、 次沒(設)、次特勒(勤)、次俟利發、次吐屯發、及 餘小官凡二十八等、皆世爲之」の「小官」のひとつ と目される。ただし、突厥人以外にも「tarqan」と よばれる者はいた。また「tarqan」から葉護や可汗 になった人物の例はない。よって「tarqan」は、正 統阿史那氏以外の部族長や首長に与えられた官名で ある。以上の護説と内藤説をふまえると、②の受給 者は族長(匐 bäg)階級に属する「小官」の保持者 であり、突厥人であるとは限らないといえよう。天 山以北の遊牧国家における「targan」に関しては近 年、さらに荒川正晴氏が詳細に検討している。それ によれば、「targan」は可汗の側近官で、使者とし て外国(遊牧国家に属するオアシス小国家を含む) に派遣され、政治的に対外交渉役を担っていた。ソ グド人が「tarqan」となる場合もあり、彼らは対外 関係維持のために活躍すると同時に、個々人がその 機会を活かして、主体的に対外交易をする事例も あった。すると②は、唐と遊牧勢力の折衝役に与え られたものと解され、いわば両国友好の象徴のひと つであったともいえよう。「颯支」はその名前で、 savci (通訳) を原語とするのではないか。武周が 砕葉鎮を支配していた時期(692~703年)に、西突 厥を率いて唐に与する者のうち、阿史那斛瑟羅は 690~703年のいずれかの年に1度、もしくは2度 にわたって中国内地へ遷徙し、砕葉付近では烏質勒 の率いる突騎施が台頭しつつあった。烏質勒は本来 阿史那斛瑟羅の翼下にあったが、699年に子を武周 に入朝させ、703年には阿史那斛瑟羅を凌駕して砕 葉一帯の覇権を握る。すると「颯支」は、阿史那斛 瑟羅か烏質勒の一派ではないか。テュルク系の官号 が刻されていない②とは異なり、②の「颯支」は遊

牧世界の族長クラスの「小官」のひとりであったと 考えられる。

おわりに

本稿では、まず文献に基づいて、隋唐時代におけ る魚符と随身魚符、亀符と随身亀符の相異点につい て論じた。つぎに随身符の伝世品や拓本について検 討した。そのうえで、近年発見された魚符と亀符に 注目し、一部を発兵符・州符・門符・朝貢符の魚符・ 亀符として分類し、一部を随身魚符・随身亀符とし て分類した。かくて2020年6月時点で、計16点の随 身符の例が得られた。本稿ではその歴史的背景につ いて個別に分析を加えた。結果、文献の記載が、文物・ 拓本の分析結果と整合することが確認できた。すな わち随身符は、唐代前半には高位高官(五品官以上) にのみ与えられ、武周期以後に「員外置」にも与え られるようになった。ただしいずれにせよ五品以下 の者に随身符が与えられた例はない。そもそも唐 代の官吏定員総数は約37万に達し、そのうち95% は吏(吏、胥吏、職掌任、雑色人など)、5%は官 (流内官や品官ともよばれる) で、五品官以上はさ らに少ない。たとえば玄宗開元年間(713-741年) の事例を挙げると、一品から九品までの職事官は約 18000人で、文官が80%を占める。そのうち在京職 事官は2600余人で、五品以上は390人程度にすぎな い。かりに員外置を含めたとしても、随身魚符受給 者の総数はきわめて少ない。それはまさにエリート の証であったわけである。

改めてそれらの発見場所を地図化すると、魚符・ 亀符が東ユーラシア世界の北半分に広がっていたことがわかる [地図1]。それらは、唐帝国の「痕跡」や「記憶」を物語る史料として注目される。魚符は古代日本でも用いられていたので、今後遺物が発見されるかもしれない。その逆に、管見のかぎり、東ユーラシア世界の南半分では発見例がなく、その理由は判然としない。ちなみに近年発見された随身符の例はほかにもあるようであるが、信憑性に疑問が残る(前掲随身符も真贋問題は皆無でない)。今後も発見例は増えると期待されるが、扱いには細心の注意を払わねばなるまい。また近年発見された前掲随身符は、正規の考古発掘によらないものが多く、具体的な出土地点や地層関係は不明である。金属探知機を用いて遺跡などで随身符を発見する行為は、 出土物から考古学的文脈をはぎ取る行為であり、歴 史に対する一種の暴力である。発見・報告された遺 物があれば、私は研究者としてそれを看過すること はできないけれども、随身符に対する注目の高まり が安易な「宝探し」を助長しかねない点には、警戒 が必要であろう。

註

- 1) 布目 2003:256-292。
- 2) 布目 2003:256-292。
- 3) Беляев и Сидорович $2012:282-287_{\circ}$
- 4) des Rotours 1952:1-148°
- 5) 布目 2003:256-292。
- 6) 呉・劉 2014:26-28 も姓名の刻まれていない伝佩を随身 符とする。
- 7) 朱2018:70。
- 8) 孟 2017:65-66。
- 9) 一曰銅魚符、所以起軍旅、易守長(兩京留守、若諸州・ 諸軍·折衝府·諸處捉兵鎭守之所及宮總監、皆給銅魚符)。 二曰傳符。……三曰隨身魚符、所以明貴賤、應徵召 (親 王及二品已上散官・京官文武職事五品已上・都督・刺史・ 大都督府長史・司馬・諸都護副都護、並給隨身魚符)。 ……魚符之制、王畿之内、左三右一。王畿之外、左五右 一(左者在内、右者在外、行用之日、從第一爲首、後事 須用、以次發之、周而復始)。大事兼敕書(替代留守軍將、 及軍發後更添兵馬、新授都督・刺史及改替・追喚別使、 若禁推、請假敕許及別敕解任者、皆須得敕書)。小事但 降符函封、遣使合而行之(應用魚符行下者、尚書省綠敕 牒、門下省奏請、仍預遣官典就門下對封、封内連寫敕符、 與左魚同函封、上用門下省印。若追右符。函盛封印亦準 此)。……隨身魚符之制、左二右一。太子以玉、親王以 金、庶官以銅(隨身魚符、皆題云某位姓名。其官只有一 員者、不須著姓名。即官名共曹司同者、雖一員、亦著姓名。 隨身者、仍著姓名、並以袋盛。其袋、三品已上飾以金、 五品已上飾以銀、六品已下守五品已上者不佩魚。若在家 非時、及出使別勅召檢校、並領兵在外、不別給符契、若 須迴改處分者、勘符同、然後承用)、佩以爲飾。刻姓名者、 去官而納焉。不刻者、傳而佩之(若傳佩魚、皆須遞相付、 十日之内申報禮部)。木契之制……。
- 10) 『旧唐書』巻43職官 2 符宝郎条「三曰隨身魚符、所以明 貴賤、應徵召」、『新唐書』巻24車服志「隨身魚符者、以 明貴賤、應召命、左二右一、左者進内、右者隨身。皇太 子以玉契召、勘合乃赴。親王以金、庶官以銅、皆題某位 姓名。官有貳者加左右、皆盛以魚袋。三品以上飾以金、 五品以上飾以銀。刻姓名者、去官納之。不刻者傳佩相付」。
- 11) 初高祖入長安、罷隋竹使符、班銀蒐符、其後改爲銅魚符、 以起軍旅、易守長。京都留守・折衝府・捉兵鎭守之所、 及左右金吾・宮苑總監・牧監皆給之。……宮殿門・城門、 給交魚符・巡魚符。左廂・右廂給開門符・閉門符。……

蕃國亦給之……。

- 12) 上記史料には「畿内三左一右、畿外五左一右」とあり、 布目氏は「畿内は左魚が三、右魚が一、畿外は左魚が五、 右魚が一あり、左魚は中央の門下省下の符宝郎が管掌 し、右魚は地方で保管する。……左右の数が異なってい るのも唐の銅魚符の特徴である。地方にある右符が、畿 内・畿外共に一であることは、命令が中央より発せられ る場合に用いられるから、地方では勘合する為の一個の 右符があればよいというのであろうが、地方の右符に合 う中央の左符が数個あるのは、魚符の勘合という性質よ り見て不思議な点である」とする。また遺物の右符に「第 三」・「第四」との刻文があるとし、文献側に問題がある とする(布目 2003:264)。それでは、ある地方官衙に「第 一」から「第五」までの銅魚符がある場合、中央政府に それと対応する銅魚符が5枚ずつ(この場合は合計25 枚)存在すると考えるのはどうか。銅魚符が用いられる 上述の場合をみると、たとえば中央政府は地方長官に同 時に複数の命令を下す場合があり、しかも使者を派遣し た直後に、改めて「別敕」を下す場合もありうるのであ り、だからこそ中央朝廷には複数の銅魚符のスペアが保 管されている。また畿内よりも畿外の場合に多くの銅魚 符を中央政府に保管せねばならない理由は、使者の往復 に時間がかかるからであり、そのために中央に多くのス ペアがあるのではないか。
- 13) 北衙に関しては林 2011:47-64 等をはじめとする林美 希氏の一連の研究が、南衙の軍制に関しては気賀澤 1999:267-445 が参考になる。
- 14) 折衝府の等級と人員数に関しては濱口 1966:3-83、気賀 澤 1999:320-380。
- 15) 折衝府の官員構成に関しては濱口 1966:3-83、愛宕 1995:173-215。
- 16) 愛宕 1976:243-274。
- 17) 『旧唐書』 巻 44 職官志 3 「魏武爲丞相、有武衞營。隋採 其名、置左右武衞府、有大將軍。光宅改爲左右鷹揚衞、 龍朔復也(『通典』巻28や『唐六典』巻24は「神龍元年復」 に作り、それが妥当)」。
- 18) 『唐六典』巻24諸衛左右武衛条「左·右武衞、大將軍各一人、 正三品。將軍各二人、從三品」。
- 19)「右武衞将軍柳公神道碑」。
- 20) 布目 2003:275。
- 21) 孟 2017:69。
- 22) 『元和姓纂』巻5 「阿伏干」条に「改為阿氏」、『古今姓氏書辨證』巻12 「阿伏」条に「後魏阿伏氏改為阿氏」とあり、両書は「阿伏」を北魏の氏とする。一方、『通志』巻28氏族略第4 「阿氏」条注「『風俗通』伊尹為阿衡。支孫以官為氏。又『河南官氏志』阿伏氏及阿賀氏並改為阿」は伊尹以来の漢人姓と解するごとくであるが、これは牽強付会である。
- 23)『旧唐書』巻42職官志1「武徳七年定令……次天策上將府。 次左右衞・左右驍衞・左右領軍・左右武候・左右監門・

左右屯·左右領、爲十四衞府。……龍朔二年二月甲子、改百司及官名。……左右衞府·左右驍衞府·左右武衞府並除「府」字。左右屯衞府爲左右威衞、左右領軍衞爲左右戎衞、武候爲金吾衞、千牛爲奉宸衞。……開元令移在下。門下侍郎·中書侍郎·舊班正四品上、大歷二年升。左右衞·左右驍衞·左右武衞·左右領軍衞·左右金吾衞·左右監門衞·左右司林軍·左右龍武·左右 英武六軍大將軍・左右千牛衞大將軍、自左右衞已下、並爲武職事官」。

- 24) 『旧唐書』巻42職官志1「光宅元年九月……左右驍衞爲 左右威衞。左右武衞爲左右鷹揚衞。左右威衞爲左右豹衞。 左右領軍衞爲左右玉鈴衞。左右金吾衞依舊」。
- 25)『旧唐書』卷44職官志 3「煬帝改爲屯衞。國家改爲領軍衞。 龍朔改爲戎衞。光宅改爲玉鈐衞。神龍後爲領軍衞」。
- 26) Беляев и Сидорович 2014 :276-284.
- 27) 朱 2018:66-73。
- 28) 『旧唐書』巻44職官志3本注「隋爲左右屯衞。龍朔改爲 威衞。光宅改爲左右豹韜衞。神龍復爲威衞也」。
- 29) 松田 1987:174-184 頁、長澤 1979:262-290。
- 30)『旧唐書』巻5高宗本紀下·咸享元年条「吐谷渾全國盡沒、 唯慕容諾曷鉢及其親信數千帳内屬、仍徙於靈州界」。
- 31) 『旧唐書』巻7中宗本紀神龍2年条「十二月己卯、突厥 默啜寇靈州鳴沙縣、靈武軍大總管沙吒忠義逆擊之、官軍 敗績、死者三萬」、『新唐書』巻4則天順聖武皇后本紀延 載元年条「臘月甲戌、突厥默啜寇靈州」。
- 32) 開元二年閏二月敕、承前諸軍人多有借緋及魚袋者。軍中卑品此色甚多。無功濫賞、深非道理。宜敕諸軍鎮「但是從京借、並軍中權借者、並委敕封收取。待立功日、據功合德。即將以上者、委先借後奏。其靈武·和戎·大武・幽州鎮軍、赤水·河源·瀚海·安西·定遠等軍、既臨賊衝、事藉懸賞、量軍大小、各封金魚袋一、二十枚・銀魚袋五十枚。並委軍將、臨時行賞」(『唐会要』卷31 所引『蘇氏記』)。
- 33) 馬 1987:329-339。
- 34)『旧唐書』巻44職官志3「至隋始置左右衞・左右武衞・ 左右候・左右領軍・左右率府、各有大將軍一人、謂十二 衛大將軍也。國家因之」。
- 35) 『旧唐書』巻42職官志 1 「武徳七年定令……次天策上將府。次左右衞・左右驍衞・左右領軍・左右武候・左右監門・左右屯・左右領、爲十四衞府。……龍朔二年二月甲子、改百司及官名。……左右衞府・左右驍衞府・左右武衞府並除「府」字。左右屯衞府爲左右成衞、左右領軍衞爲左右戎衞、武候爲金吾衞、千牛爲奉宸衞。……開元令移在下。門下侍郎・中書侍郎・舊班正四品上、大歷二年升。左右衛・左右驍衞・左右武衞・左右威衞・左右領軍衞・左右金吾衞・左右監門衞・左右刃林軍・左右龍武・左右英武六軍大將軍・左右千牛衞大將軍、自左右衞已下、並爲武職事官」。
- 36) 『旧唐書』巻42職官志1「光宅元年九月……左右驍衞爲 左右威衞。左右武衞爲左右鷹揚衞。左右威衞爲左右豹衞。

左右領軍衞爲左右玉鈴衞。左右金吾衞依舊」。

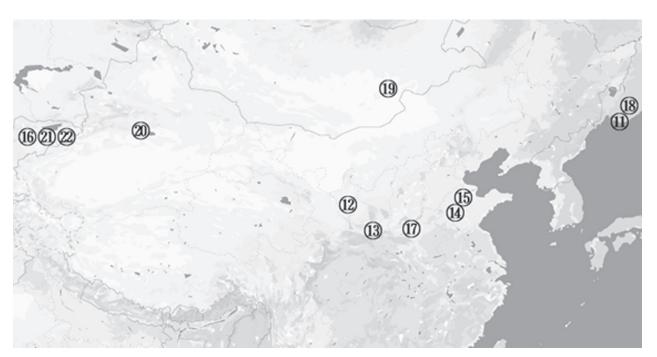
- 37)『旧唐書』巻44職官志3「煬帝改爲屯衞。國家改爲領軍衞。 龍朔改爲戎衞。光宅改爲玉鈐衞。神龍後爲領軍衞」。
- 38) 李 2018:391。
- 39) 李 1999:44-45。
- 40) 周 2001:61-66。
- 41) 田 2010: 第8版、李 2012:53-54。
- 42) 羅振玉『増訂歴代符牌図録』は「呉氏蔵」と付記する。 序文に「呉氏印統」が登場し、羅玉常編・呉元維校『秦 漢印統』をさすとおぼしいが、『秦漢印統』に当該魚符 は未収録である。
- 43) Беляев и Сидорович 2012:282-287.
- 44) 榎本 2008:74-93。
- 45) 姚 2017:129-144。
- 46) 石見 1998:356-383。
- 47)『新唐書』卷24車服志「蕃國亦給之〔魚符〕。雄雌各十二、銘以國名。雄者進內、雌者付其國。朝貢使各齎其月魚而至、不合者劾奏」、『唐会要』卷100雜録故事「西蕃諸國通唐使處、悉置銅魚。雄雌相合、各十二隻。皆銘其國名、第一至十二。雄者留在內、雌者付本國。如國使正月來者、齎第一魚。餘月準此。閏月齎本月而已。校其雌雄合、乃依常禮待之。差謬則推按聞奏。至開元一十六年十一月五日鴻臚卿舉舊章奏曰「近緣突騎施背叛、蕃國銅魚多有散失。望令所司復給」」。
- 48) その式次第に関しては、石見 1998:413-500。
- 49) 榎本 2008:90。
- 50) 柿沼 2020:173-203。
- 51) 内藤 1988:1-21。
- 52) 『旧唐書』職官志「太僕寺、龍朔改為司馭寺、光宅為司 僕寺、神龍復也。卿一員、從三品。龍朔為司馭正卿、光 宅曰司僕卿、神龍復也。少卿二人、從四品上。卿之職、 掌邦國厩牧・車輿之政令、総乘黄・典車之屬」、『唐六典』 巻17 太僕寺条注「龍朔二年改為司馭寺正卿、成亨中復舊。 光宅元年改為司僕寺、神龍元年復故」。
- 53) 洛陽 2016:19-22。
- 54) 孟 2017:325-336。
- 55) 胡·榮 2012:418-419。
- 56) Ebrey1978:1-240°
- 57) 柿沼 2020:173-203。
- 58) Шавкунов 1989:267–270 $_{\circ}$
- 59) 姚 1993:48-50。
- 60) Сидорович 2016:198-202₀
- 61) 石見 1998:205-225。
- 62) 祁·王 2008:144。
- 63) 何 1984:30。
- 64) 張 2012:179-180。
- 65) Беляев и Сидорович 2014:279.
- 66) 『旧唐書』巻42職官志「光宅元年九月……左右驍衞為左右威衞。左右武衞為左右鷹揚衞。左右威衞為左右豹衞。左右領軍衞為左右王鈴衞。左右金吾衞依舊」。

- 67) アク・ベシム遺跡に関する歴史的背景については柿沼 2019:43-59。
- 68) 孟 2015:81-91。
- 69) 『旧唐書』巻44職官志3「左右威衞(隋爲左右屯衞。龍 朔改爲威衞。光宅改爲左右豹韜衞。神龍復爲威衞也)。 大將軍各一員(正三品)。將軍各二員(從三品)。……翊 府中郎將・左右郎將・錄事・兵曹・校尉・旅帥・隊正・ 副隊正(人數・品秩皆如左右衞之親府)」『旧唐書』巻 44職官志3武官左右衛条「左右郎將各一人(正五品上)」。
- 70) 肯 2017:56-57。
- 71) 柿沼 2019:43-59。
- 72) 柿沼 2019:43-59。
- 73) 愛宕 1976:243-274。
- 74) Belyaev and Sidorovich 2020:41-53.
- 75) 『新唐書』巻49百官志上十六衛条本注「龍朔二年、左右 衛府・驍衞府・武衞府皆省「府」字、左右威衞曰左右武 威衞、左右領軍衞曰左右戎衞……。咸亨元年、改左右戎 衞曰領軍衞。武后光宅元年、改左右驍衞曰左右武威、左 右武衞曰左右鷹揚衞、左右威衞曰左右豹韜衞、左右領軍 衞曰左右玉鈐衞」。
- 76) 護 1967:94-160、内藤 1988:130-175。
- 77) 内藤 1988:389-390。
- 78) 荒川 2016: 13-23。
- 79) 阿史那斛瑟羅の内遷時期とその理由には諸説ある。内藤 1998:305-334 参照。内藤氏自身は690年と703年の2回に わたって内遷したとする。
- 80) 内藤 1998:305-334 参照。

引用文献

日文 (五十音順)

- 荒川 2016 荒川正晴「西突厥汗国的 Tarqan 達官与粟特人」 (榮新江・羅富主編『粟特人在中国』上冊、科学出版社、 2016年、13-23頁)
- 石見 1998 石見清裕『唐の北方問題と国際秩序』(汲古書院、1998年、1-557頁)
- 榎本 2008 榎本淳一『唐王朝と古代日本』(吉川弘文館、 2008、1-283頁)
- 愛宕 1976 愛宕元「唐代における官蔭入仕について―― 衛官コースを中心として――」(『東洋史研究』第35巻 第2号、1976年、243-274頁)
- 愛宕 1995 愛宕元「唐代府兵制の一考察——折衝府武官 職の分析を通して」(中国中世史研究会編『中国中世史 研究続編』京都大学学術出版会、1995年、173-215頁)
- 柿沼 2012 柿沼陽平「唐代安西四鎮関連遺址踏査記―― 中国新疆ウイグル自治区・キルギス北部・ロシアウラジ オストク――」(『帝京史学』第35号、2020年、173-203頁)。
- 柿沼 2019 柿沼陽平「唐代砕葉鎮史新探」(『帝京大学文 化財研究所研究報告』第18集、2019年、43-59頁)
- 気賀澤 1999 気賀澤保規『府兵制の研究』(京都大学出版会、 1999年、1-445頁)
- 姚 2017 姚晶晶「『諸道勘文神鏡』所引『唐暦』新出 逸文の紹介と検討――唐代の銅魚符制度を中心に――」 (『関西大学東西学術研究所紀要』第50号、2017年、129-144頁)。
- 内藤 1988 内藤みどり『西突厥史の研究』(早稲田大学出版部、1988年、1-455頁)



地図 1. 魚符・随身符の発見場所(⑭⑮) り以外は現地で出土)

- 長澤 1979 長澤和俊「唐末·五代·宋初の霊州」(『シルク・ロード史研究』国書刊行会、1979年、262-290頁)。
- 布目 2003 布目潮渢「唐代符制考——唐律研究(二)——」 (『布目潮渢中国史論集』上巻、汲古書院、2003年、256-292頁)。
- 濱口1966 濱口重國「府兵制から新兵制へ」(『秦漢隋唐 史の研究』上巻、東京大学出版会、1966年、3-83頁)
- 林 2011 林美希「唐代前期宮廷政変をめぐる北衙の動 向」(『史観』第164冊、2011年、47-64頁)
- 松田 1987 松田壽男「漠南路――いわゆる「蒙疆」の歴 史性について――」(『松田壽男著作集』 4、六興出版、 1987年、174-184頁)
- 護 1967 護雅夫「古代チュルクの社会構造」(『古代トルコ民族史研究』山川出版社、1967年、94-160頁)
- 李2018 李宇一「中唐期における左・右神策軍に関する一考察」(『関西大学東西学術研究所紀要』第51輯、 2018年、391頁)
- 李 1999 李晶「唐代銅制魚符」(『收蔵家』1999年第 6 期、 44-45頁)

中国語 (ピンイン順)

- 何 1984 何休「新疆焉耆漢—唐古城出土唐亀符」(『文物』 1984年第10期、30頁)。
- 胡·榮 2012 胡戟·榮新江主編『大唐西市博物館藏墓志』 北京大学出版社、2012年、1-1088頁)。
- 肯 2017
 肯加哈買提・努爾蘭(Nurlan Kenzheakhmet)

 『砕葉』(上海古籍出版社、2017年、1-317頁)
- 李 2012 李莉「別致之唐代銅魚符」(『尋根』2012年第 5 期, 53-54頁)。
- 洛陽 2016 洛陽市文物考古研究院(屈昆傑・趙曉軍)「洛陽新区香山路唐墓発掘簡報」(『洛陽考古』2016年第4期, 19-22頁)。
- 馬 1987 馬得志「唐長安城発掘新収穫」(『考古』1987 第 4 期、329-339頁)
- 孟 2015 孟憲実「唐砕葉故城出土"石沙陁亀符"初探」 (『西域文史』第10輯、2015年、81-91頁)
- 孟 2017A 孟憲実「略論唐朝魚符之制」(『敦煌吐魯番研究』 第17巻、2017年、59-73頁)
- 孟 2017B 孟憲実「唐崔万石的墓誌与魚符」(『唐研究』第 23 巻、北京大学出版社、2017年、325-336頁)。
- 祁·王 2008 祁小山·王博編著『絲綢之路·新疆古代文化』 (新疆人民出版社、2008年)。
- 姚 1993 姚玉成「俄羅斯尼古垃耶夫斯克遺址出土魚形 青銅信符考実」(『北方文物』1993年第3期、48-50頁)。
- 田 2010 田茂磊「唐代銅魚符」(『中国文物報』2010年 3月3日第8版)
- 呉·劉 2014 劉呉珊珊·劉玲清「唐魚符考論」(『黒龍江史志』 2014 年第19期、26-28頁)
- 張 2012 張平「唐代亀茲軍鎮駐防史迹的調査与研究」 (『亀茲学研究』第5輯、2012年、179-180頁)。

- 朱 2018 朱滸「武周"右豹韜衛懸泉府第二"鱼符的発見 与考釈」(『形象史学』 2018年第1期、66-73頁)。

英語 (アルファベット順)

- Belyaev and Sidorovich 2020 Belyaev, Vladimir A. and Sidorovich, Sergey V.. "Tang Tallies of Credence Found at the Ak-Beshim Ancient Site." *Numismatique Asiatique: A Bilingual French-English Review 33* (March 2020): 41-53.
- Ebrey 1978 Ebrey, Patricia B.. The Aristocratic Families of Early Imperial China: A Case Study of the Po-ling Ts'ui Family. Cambridge: Cambridge University Press, 1978. 1-240.

ロシア語 (五十音順)

- Шавкунов 1989 Шавкунов, Владимир Э.. Бронзовая верительная бирка в виде рыбки из Николаевского городища. *Советская археология 1.* (1989): 267-270.
- Беляев и Сидорович 2012 Владимир А. Беляев (Vladimir A. Belyaev) и Сергей В. Сидорович (Sergey V. Sidorovich). "Танская верительная бирка для посланцев Тюргешского каганата." Общество и государство в Китае: XLII научная конференция 6. Том 1. (2012): 282-287.
- Беляев и Сидорович 2014 Владимир А. Беляев (Vladimir A. Belyaev) и Сергей В. Сидорович (Sergey V. Sidorovich). "Танская верительная бирка для представителя племени тели." ПОЛΥТРОПОΣ. Сборник научных статей памяти Аркадия Анатольевича Молчанова (1947 –2010). Москва: Индрик, 2014. 276-284.
- Сидорович 2016 Сергей В. Сидорович (Sergey V. Sidorovich). "Танская верительная бирка для представителя племени си 霤, найденная в Монголии." Эпиграфика Востока 32. (2016): 198-202.

フランス語 (アルファベット順)

des Rotours 1952 des Rotours, Robert. "Les insignes en deux parties (fou 符) sous la dynastie des T'ang (618-907)." *T'oung Pao Second Series 41*. (1952): 1-148.

付記

本稿は、公益財団法人平山郁夫シルクロード美術館海外調査2017年度研究助成(研究課題「キルギス出土漢文史料の研究」)と公益財団法人文化財保護・藝術研究助成財団2018年度研究助成(研究課題「中央ユーラシア出土の符の研究」)に基づく研究成果の一部である。本稿執筆にあたり、多くの研究者の御助言と御協力を得た。唐代軍制に関して林

美希氏(早稲田大学教育・総合科学学術院)より御教示を得た。キルギスのアク・ベシム調査に際しては、帝京大学文化財研究所の山内和也氏に多大な御助力を得た。ウラジオストクの調査に際しては、ロシア科学アカデミー極支部考古博物館所長ユーリ・ニキティン氏(Nikitin Yuri Gennadievich)に御助力を賜わり、かつ随身魚符の写真(図16)も御提供いただいた。新疆ウイグル自治区とそこで出土した随身符に関しては、調査の過程で、王震中先生(中国

社会科学院歴史研究所)と王博氏(中国社会科学院歴史研究所)にも尽力いただいた。随身符の写真(図11、14、17、20)は、ウラジミール・ベリャエフ氏(Vladimir A. Belyaev)とセルゲイ・シドロヴィチ氏(Sergey V. Sidorovich)より御提供いただいた。本稿全体に対しては、吉田豊氏と荒川正晴氏からも有益な助言をいただいた。とくに「纈大利發」がiltäbälにあたる点は荒川氏、颯支がsavciにあたる点は吉田氏の御教示による。以上の方々に深甚に謝する。